

第 17 回の定期総会が、5 月 14 日(土)に戸塚公会堂で開催されました。会員 139 名の参加をいただき、午後 1 時から次の[総会次第]に基づき平成 27 年度の活動報告や平成 28 年度の計画案などが説明されました。活発な質疑が行われた後、原案通りすべてが承認されました。ついで大会決議がなされ、午後 3 時過ぎに閉会しました。

(☆ 第 17 回定期総会議案書については、会員の皆様に郵送済ですが、総会当日、活動報告(案)には補足資料を追加、活動計画(案)は差し替えましたので、本ニュースに添付させていただきます。加えて横浜地方裁判所に上申書(「決議」添付)を7月8日に提出しましたので同封しましたのでご覧ください。)

## [総会次第]

1. 開会挨拶 竹澤幹事(司会者)
2. 代表挨拶 佐伯 剛
3. 議長選出 小林副代表
4. 議 事
  - 1) 27 年度活動報告…… 稲生弁護士、佐伯代表、高森事務局次長 ☆一部資料追加
  - 2) 27 年度会計報告…… 清水会計担当
  - 3) 会計監査報告…… 上村会計監査
  - 4) 28 年度活動方針…… 高森事務局次長 ☆一部資料差し替え
  - 5) 28 年度会計予算…… 高森事務局次長
  - 6) 28 年度役員選出…… 石川幹事

## 代表挨拶(要旨) 佐伯 剛代表

定期総会の第 17 回目の開催となりました。平成 11 年 10 月に守る会の創立総会が開かれてから、こんなに長くなるとは誰も予想しなかったことです。長期化については我々の力が及ばないところもあり、本当に申し訳ないと思っております。



現況ですが、平成 26 年 3 月に日本墓園(注:清算人)と横浜信用金庫との間で債務(注:約 3 億円)の遅延損害金(注:約 7 億円)について有無を争う訴訟がおきて現在に至るまで再生計画は停滞してしまい、先が見えなくなりました。その訴訟は清算人側が全面敗訴となり東京高等裁判所に上告しましたが、最近になって和解を勧告され成立(注:平成 28 年 3 月 16 日)しました。和解条件は、4 億 1000 万円(注:約 1 億 1000 万円増)を清算人が払う。それを 7 年間(注:平成 35 年 4 月まで)に分けて1ヵ月 450 万円、年間で計 5400 万円を払っていくという内容です。清算人は建墓者に負担をかけないように頑張るのだと言っていますが、果たしてこの総額 4 億 1000 万円を本当に払っていくか大変不安な状態です。残りの渚石材の 3 億円の債務もそのまま残っています。清算人がいつまでも(注:今後 7 年間)関わっていくというのは、これは異常な形ですので、きちっとした受け皿法人に運営を任せていくという形へ正常化していくことを守る会は目指したいと思います。



## 活動報告総括(要旨) 稲生義隆顧問

清算人は、7年間にわたって自らが返済した後、受け皿法人を探して運営を引き継ぐと言っています。この期間を短縮する方法としては、受け皿法人が借金(注:債務)を引き継いで払うことです。そうすれば4億円で借金が済んでしまいます。このような受け皿法人を探して引き受けてもらうというのを、清算人にやらせるわけです。それをこれからやるというのが佐伯代表の意見です。きちんとした受け皿法人を早く探し裁判所に報告して、違法な箇所、是正箇所を工事してもらう方法を探し出したい。そうすると渚石材が問題になってくる。渚石材込みで引き受けてくれる受け皿法人でないと、清算人がうんと言いません。守る会の役員も非常に悩んでいます。

### 〔主たる質疑応答(一部のみ、要旨)〕

Q1:平成25年度あたりからの資料を点検してみましたが、前進が全然なかったというのが真実で、その責任は清算人という話ですが、プロの顧問の先生がおられます。先生方が前に出て法的な問題についてはどんどん清算人を突いていっていただきたいと思います。

Q2:この2年間でいろいろ出ている墓園の破産についてです。破産になると具体的にどういうふうになっていくのかを知りたい。私の場合は昭和42年に購入した墓地なので、2代目ですが永代使用権と専用使用権の証書があります。

Q3:横浜信用金庫に対してなんらかの行動を守る会としてできないだろうかと1年前から感じておりました。裁判、法的には明らかに日本墓園が負けたわけですが、建墓者はその債権に関して関係がない問題だと思うのです。そうすれば被害をこうむっているのは私たちなので、そういう理不尽な地域の信用金庫の行いに関して釘を刺していくことが必要ではないかと思います。

**\* 上記の質問、意見について役員がお答えし、また要望などを拝聴しました。**

### 〔平成28年度新役員〕

| 役 職   | 氏 名                                               |
|-------|---------------------------------------------------|
| 代 表   | 佐伯 剛(横浜)                                          |
| 副代表   | 小林 幹和(横浜) 山田 雪子 (三浦)                              |
| 事務局長  | 尾崎 直人(横浜)                                         |
| 事務局次長 | 高森 惇(横浜)                                          |
| 幹 事   | 竹澤 勝美(横浜)、石川 莞爾(横浜)、西川 公一郎(横浜)、加納 重則(三浦)、深堀 桂(横浜) |
| 会 計   | 清水 一男(横浜)                                         |
| 会計監査  | 上村 正光(三浦)                                         |
| 顧問弁護士 | 稲生義隆弁護士、佐伯 剛弁護士(代表兼務)、黒澤 知弘弁護士、小花 和史弁護士           |

(注)稲生義隆弁護士におかれては、平成28年5月31日で退任、名誉顧問にご就任いただきました。黒澤知弘弁護士、小花和史弁護士におかれては、平成28年6月1日から新任いただき活動を始められました。

**\* 各報告、計画、予算等は、すべて全会一致で承認されました。**

**建墓者の皆様のご要望などを入れた第17回総会「決議」を採択しました。**

### 〔最新ニュース〕

7月8日午後2時から日本墓園再生協議会が、同日4時から横浜地方裁判所で審尋が開催され、守る会は「上申書(「決議」添付)」を提出、小花顧問が説明し、清算人は「日本墓園清算業務における課題」を報告、相互に意見を述べました。引続き5時から役員会で今後の方針などを議論しました。

**私たちの墓地を守る会のホームページのURLは、次の通りです。**  
**<http://boti.sakura.ne.jp> 専用室パスワード botisaisei**

# ☆ 第 17 回定期総会追加資料 ☆

## 「平成 27 年度の活動報告」補足資料(平成 28 年 5 月 14 日)

計画立案まで十四年間

平成 11 年 3 月： 財団法人「日本墓園」認可取消し⇒ 清算法人「日本墓園」  
清算人選任(横浜地方裁判所)： 中澤幹彦(税理士)・長谷川正浩(弁護士)

平成 11 年 11 月： 「私たちの墓地を守る会」結成  
平成 15 年 10 月： 「日本墓園再生協議会」発足、「守る会」構成員  
・横浜地方裁判所「審尋」に利害関係人として参加

平成 18 年 8 月： 第 1 次清算計画案策定、以後 2～7 次計画案策定  
平成 25 年 4 月： 第 8 次清算計画(一時負担金)案に基づき建墓者にアンケート実施  
・反対者過半、情報不足指摘多数より急遽、説明会開催(横浜霊園内)  
8 月： 建墓者説明会(関内ホール等)開始、横浜信用金庫債務：3 億円と説明

平成 25 年 9 月： 横浜信用金庫から日本墓園に合意書(郵送)  
・横浜信用金庫が日本墓園宛に出した平成 16 年 11 月の「催告書」に基づき約 3 億円(利息/年 3.25%を含め)の債務のほか、遅延損害金として約 7 億円(利率：年 18.25%)のあることを認めよ： 債務総額：約 10 億円＝ 債務約 3 億円＋遅延損害金約 7 億円

平成 25 年 10 月： 建墓者説明会(関内ホール等)終了(横浜信用金庫の合意書に触れず)

平成 26 年 1 月 30 日： 日本墓園が、遅延損害金の存在を守る会、横浜市、横浜地方裁判所に報告  
・横浜信用金庫債務総額：約 10 億円

平成 26 年 3 月： 日本墓園は横浜信用金庫を被告として遅延損害金(約 7 億円)が存在しないことの確認を求める訴訟を横浜地方裁判所に提起  
5 月(第 1 回公判) 6, 10, 12, 平成 27 年 2, 4, 6 月(証人尋問), 9 月(結審), 10 月(判決)敗訴

平成 27 年 11 月 5 日： 東京高等裁判所に控訴、第 1 回公判・結審、判決前に和解勧告・協議  
平成 28 年 3 月 16 日： 和解成立 ①10 億 9 千万円を認める ②遅延損害金 18.25%を認める  
③但し、残債務金を滞りなく平成 28 年 3 月～35 年 4 月(7 年間)まで約 450 万円/月を支払えば遅延損害金の利息は 1.75%とする \*見込み総額：4 億 1 千万円(当初の 3 億円より 1 億 1 千万円の増)

平成 28 年 4 月 22 日： 日本墓園が、和解内容を守る会、横浜市、横浜地方裁判所に報告

清算人就任後十七年(清算未了)

十七年の長い歳月(建墓者の高齢化等)

二年半の空白



## ☆ 第 17 回定期総会差し替え資料 ☆

### 平成 28 年度活動計画（案）（平成 28 年 5 月 14 日）

#### 活 動 方 針

清算人に関わる問題点は、横浜信用金庫の遅延損害金の発覚と敗訴、和解による債務の大幅増、受皿法人探しの取組み姿勢や清算事務の長期化など数多くあります。

平成 28 年度において「私たちの墓地を守る会」は、一時負担金や新たな管理費の支払を建墓者に果さない「(清算) 結了計画」と渚石材を排除した「再生計画」の早期立案を、併せて清算事務を促進するため、結了までの期限を定めたロードマップ(行程表)の作成と執行体制の強化などを求めています。またこれらの進展状況によっては清算人の辞任や交代を横浜地方裁判所に要望するものとします。

そして墓地再生の予想もしない長期化から、守る会も会員の高齢化による郵便物の宛先不明、会費の未納あるいは役員不足など多くの課題に直面しています。建墓者の皆様の代表として守る会の存在価値は、とても大きく、横浜市や横浜地方裁判所からも認められ審尋にも参加し、要求あるいは意見を述べています。これからはしっかりと継続させる意義は大きく、役員増と世代交代などを目指し努力をしていきますので会員のご支援をお願い申し上げます。

#### 活 動 計 画

1. 横浜信用金庫の債務については、和解による金額増に拘らず、一時負担金や新たな管理費の支払を建墓者に課さず、かつその返済は、新たな受皿法人に引き継ぐよう求めています。
2. 横浜霊園並びに三浦海岸公園墓地と、清水公園墓地、鹿児島霊園を分離し、前者については、清算結了までの期限を定めたロードマップ(行程表)を作成し、迅速に遂行して、新たな受皿法人に引き渡すよう求めます。加えて清算事務の促進を図るため、専任者を置くなど執行体制を見直し、人員増も含め強化するよう求めます。
3. 清算事務の促進と受皿法人探しを同時並行で行い、現在想定している承継条件を建墓者にも開示して、守る会が紹介する受皿法人候補も含め、直ちに協議を始めるよう求めます。
4. 今後立案される「清算計画」については、「(清算) 結了計画」と「再生計画」に分離し、清算人は両計画を成案とする責を要しますが、実施は前者までとし後者は受皿法人と、役割を明確にするよう求めます。
5. 清算人は、就任後、17 年以上経過したにもかかわらず遅延損害金の発覚にも見られるよう債務の確定すらできず、渚石材についての不明朗さも今だに解消せず、清算人の信頼性は失墜、責任は免れないと考えられます。著しい進展が今年度中に見られない場合は、清算人の辞任・交代などによる一新を求めます。
6. 横浜地方裁判所などに上申書や意見書を状況に応じて適宜提出していきます。
7. 守る会の役員増と世代交代、会員増が図れる方策を検討していきます。

以上